養子離縁届の記入例

母の再婚後の夫と離縁し、同時に母の離婚後の戸籍に入籍する場合

（養子は母の婚姻前の戸籍から縁組により入籍している場合）

次のようなケースです。

① 大津四郎と蒲生竹美が夫の氏で婚姻し、子・花子が生まれました。

② 大津四郎と竹美が離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」に戻り、新しい戸籍をつくりました。その際、子・花子の親権は竹美が有しました。その後、花子は母の氏を称する入籍届により、蒲生竹美の戸籍に入籍しました。

③ 蒲生竹美は八日市松男と夫の氏で再婚しました。そして、子・蒲生花子も八日市松男と養子縁組しました。

④ 八日市松男と竹美は離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」にもどり、新しい戸籍をつくりました。そして、八日市松男と花子の養子縁組も解消し、花子は蒲生竹美の戸籍に入籍します。

届出する年月日を記入してください。

養 子 離 縁 届

平成　　年　　月　　日届出

滋賀県東近江市　長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

縁組中（現在）の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中（現在）の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。
また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子が縁組中の氏名で署名押印します。
ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名押印します。

	養子	
（よみかた） 氏　名	養子 氏　　名	養女 ようかいち 氏 八日市　はなこ 名 花子
生年月日	年　月　日	平成14年 6月 13日
住所 （住民登録をしているところ）	滋賀県東近江市市子川原町676 番地 ~~番~~　号 （よみかた）がもう たけみ 世帯主の氏名 蒲生　竹美	
本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	滋賀県東近江市八日市緑町10 ~~番地~~ 番 筆頭者の氏名 八日市　松男	
父母の氏名 父母との続き柄	父 母　　続き柄　男	父 大津　四郎 母 蒲生　竹美　続き柄 二 女
離縁の種別	☑協議離縁 □調停　年　月　日成立 □審判　年　月　日確定 □死亡した者との離縁　年　月　日許可の審判確定	□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定
離縁後の本籍	☑もとの戸籍にもどる　□新しい戸籍をつくる　□養子の戸籍に変動がない 滋賀県東近江市市子川原町676 番地 ~~番~~ （よみかた）がもう たけみ 筆頭者の氏名 蒲生　竹美	
届出人 署名押印	印	印

	養親	
（よみかた） 氏　名	養父 ようかいち 氏 八日市　まつお 名 松男	養母 氏　　名
生年月日	昭和45年 10月 10日	年　月　日
住所 （住民登録をしているところ）	滋賀県東近江市八日市緑町10 ~~番地~~ 番 5 号 （よみかた）ようかいち まつお 世帯主の氏名 八日市　松男	
本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	滋賀県東近江市八日市緑町10 ~~番地~~ 番 筆頭者の氏名 八日市　松男	
その他	養子 花子は、母蒲生竹美の離婚復氏後の戸籍に入籍する。	
届出人 署名押印	養父 八日市　松男 八日市 印	養母

養父の捨印 八日市

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。
その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは成年の証人が2人必要です。)

花子は離縁により縁組前の氏（蒲生）に戻り、縁組前の戸籍に入りますが、その戸籍が除かれているときまたは新戸籍をつくる申し出をしたときは新戸籍をつくることになります。

しかし、花子は母・竹美の離婚によってできた新戸籍に入籍することを希望するので、その場合は「その他」欄に上記のとおり記入することで、母の離婚後の戸籍に入籍できます。

届出人（離縁する養子が十五歳未満のときに書いてください）		
資格	離縁後の親権者（□父 □養父）□未成年後見人	離縁後の親権者（☑母 □養母）
住所	番地 番　号	滋賀県東近江市市子川原町 676 番地 ~~番~~　号
本籍	番地 番　筆頭者の氏名	滋賀県東近江市市子川原町 676 番地 ~~番~~　筆頭者の氏名 蒲生　竹美
署名押印	印	蒲生　竹美 蒲生 印
生年月日	日	昭和50年 10月 3日

連絡先 電話 0748（24）1234　[✓ 自宅]・勤務先[　　]・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

届出人の捨印 蒲生

証人（協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です）		
署名押印	滋賀　健一 滋賀 印	滋賀　びわ子 滋賀 印
生年月日	昭和26年 3月 13日	昭和28年 11月 11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 ~~番~~　号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 ~~番~~　号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 ~~番~~	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 ~~番~~

証人双方の捨印 滋賀 滋賀

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名・押印（スタンプ印不可）が必要です。
証人は、養子縁組の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。（ご家族、知人など）

持参いただくもの

① 養子離縁届書（1通）

② 戸籍謄本（養親・養子の謄本が必要です。）
＊東近江市に届出される場合 －本籍が東近江市なら不要です。

③ 届出人の印鑑　＊スタンプ印は不可

④ 運転免許証・パスポート等　＊本人確認のため